

2019.11.01

PL レポート(製品安全) <2019 No.8>

■「PL レポート (製品安全)」は原則として毎月第1営業日に発行し、製造物責任 (Product Liability: PL) や製品安全分野における最近の主要動向として国内外のトピックスを紹介します。

国内トピックス

○国民生活センターがジャンプ式折りたたみ傘の事故の注意情報を提供

(2019 年 9 月 12 日 国民生活センター)

国民生活センターは9月12日、ジャンプ式折りたたみ傘の特性及び危険性をテストし、消費者へジャンプ式折りたたみ傘に関する事故の注意情報を提供しました。

ジャンプ式折りたたみ傘とは、折りたたんだ状態から手元の開閉ボタンを操作することで傘本体が開き、同時に中棒が伸びる機能を有している傘です。また、閉じる際は、再度開閉ボタンを押すと傘本体が閉じ、手元を収納する際は、傘本体及び手元を持ち、手の力で内部スプリングを押し縮めて収納する仕様となっています。

この傘は、押し縮められたスプリングが伸びようとする力で傘本体を開いたり中棒を伸ばす仕組みとなっているため、手元を収納する途中で手を放したり、誤って開閉ボタンを押すと、縮められたバネの力で手元が飛び出し、顔や身体にけがををする危険性があります。

今回、国民生活センターに商品テスト依頼が3件寄せられ、そのうち2件は治療に1カ月以上を要する事例と報告されています。

本製品と同様に、誤操作や誤作動した際に、稼働部分が使用者に不意に衝突するなどのリスクは、スプリングを圧縮することにより蓄積したエネルギーで動作させる製品に共通しています。また、ゴムなどの張力を利用する場合も、同様のリスクを内在していると考えする必要があります。

実際にゴムの張力を活用した製品では、当該リスクが顕在化し、PL 訴訟に至ったケースがあります (いずれも被告メーカー敗訴)。

判決	被告	事件概要 (原告主張)	認容額
2001 年 5 月 10 日 (仙台高裁)	フロントガラス カバー 製造会社	車のフロントガラスをカバーする製品で、金属製フックをドア下のエッジにかけ固定しようとしたところ、フックが外れゴム紐の張力で、金属フック先端部が左眼に突き刺さり、後遺障害7級の被害を被った。	約 2,855 万円
2016 年 12 月 2 日 (東京高裁)	衣料品 製造会社	男性が携帯電話を右ポケットから取り出す際、ダウンジャケットのフードに付いているゴム紐の先端の留め具が右腕か携帯電話に引っかかり、外れたはずみで留め具が男性の左目に当たった。それにより男性は外傷性白内障になり視力が低下した。	約 4,000 万円

事業者は、このようなスプリングやゴムなどの反力や張力などを利用する製品において、誤動作や誤操作をした場合の製品の挙動をあらかじめ想定することが重要です。その挙動範囲に人がいるなどの環境を前提としてリスクシナリオを適切に洗い出し、そのリスク評価を行う必要があります。

さらに、国民センターが行ったジャンプ式折りたたみ傘のアンケートにおいて、取扱説明書や注意表示を確認しなかった人は 68.1%と半数を大きく超えていることが明らかになっています。換言すれば、取扱説明書等で適切に表記していたとしても、少数の使用者にしかリスク情報が伝わらないということになります。

事業者は、製品固有のリスク情報を取扱説明書等で示すことはもちろんですが、それ以前に製品本体の安全対策（本質安全）により、製品自体の安全性を向上することが事故防止のためには何より重要といえます。

出所：国民生活センター

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20190912_2.html

海外トピックス

○欧州委員会が製品安全表彰の受賞者を発表

（2019 年 9 月 26 日、欧州委員会）

欧州委員会（European Commission：EC）は 9 月 26 日、製品安全に関する優れた企業を表彰する製品安全表彰の受賞企業を発表しました。この表彰は今年初めて実施されたものであり、EU 加盟 28 か国にアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーを加えた 31 か国の企業を対象として行われました。

応募は 4 月末まで受け付けられ、その後 4 つの観点（革新性、影響度、他社への展開可能性、製品安全管理態勢）から、製品安全当局者等による 3 段階の審査を経て選定されました。

なお、表彰制度の公開当時は、インターネット通販と子ども用品の 2 つのカテゴリから表彰するとしていましたが（2019 年 4 月発行の PL レポート参照）、今回の発表では子ども用品のみが対象とされた模様です。

今回は 16 か国の応募企業のうち、7 か国の中小企業、大企業それぞれ 4 社が受賞しました。対象製品と受賞理由の概要は以下のとおりです。

分類	賞	企業（国）	製品	受賞理由
中小企業	金賞	Remmy （イタリア）	自動車用乳児警告装置	当該製品を 2013 年に世界で初めて開発した。当該製品の組み立ての一部は、身障者の協同組合で行われている。こうした警報装置の装着を義務付ける法律の策定に向けて、情報提供や意見表明を行っている。
	銀賞	Evomove （デンマーク）	ハイチェア	転倒事故を防止する次世代のハイチェアを市場に流通させた。全ての部品類は、厳しい基準に則って評価されている。消費者に組立ガイドをオンラインで提供するとともに、販売者に対しても年 2 回の訓練を実施している。

分類	賞	企業（国）	製品	受賞理由
	銅賞	Reer （ドイツ）	家庭内の事故防止用具	100年近くに渡り、子ども用事故防止用具を提供している。保護者に対して子どもの事故防止の啓発を行っている。その活動は欧州の安全基準の策定にも貢献している。子どもの安全のためのグローバルアライアンスの設立メンバーである。
	特別賞	Mippaa （オランダ）	階段用手すり	当該製品は子どもの階段昇降のトレーニングを手助けするユニークな製品である。既存の手すりに取付け可能であり、子どもがつかまり易い設計となっている。
大企業	金賞	Reima Oy （フィンランド）	アウトドア用ウェア	当該企業の製品は、機能や素材選定、評価等の基準がEUのそれを上回っており、子どもを守るデザインを行っている。リコールや消費者へのフィードバックに関する広範な仕組みを構築している。
	銀賞	Cybex （ドイツ）	乳母車	当該製品はいくつかの革新的な安全性を有する。素材や耐久性など、当該企業の製品安全基準はEUのそれを大きく上回っている。当該企業が保有する世界的な規模の評価センターは、産業界に広くサービスを提供している。
	銅賞	Mega Disposables （ギリシャ）	おむつ	当該製品は、欧州で初めてエコテックス®スタンダード 100 の認証を取得した。当該企業は消費者と継続的なコミュニケーションを図っている。高解像度カメラを全製造ラインに設置し、品質管理を行っている。
	特別賞	MAM Baby （オーストラリア）	乳児用玩具、食器	当該企業は、当該製品に関連する安全基準の策定に主導的な役割を果たしてきた。社内の要求事項や評価基準は一般的な水準を超えている。研究部門では、医療の専門家や消費者と協力しながら製品開発を行っている。

日本においても、経済産業省が主催する製品安全対策優良企業表彰が毎年行われており、11月には今年の表彰企業が発表される予定です。

ECの取組みは、子ども用品を対象を絞って行われ、日本の表彰とは異なる基準で評価が行われています。日本企業としても、本表彰を注視し、欧州における製品安全のベストプラクティスを共有するとともに、自社の業務や製品の改善、改良に繋げて行くことが望まれます。

出所：EUのプレスリリース

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_19_5830

OG20 消費者政策国際会合が開催される

(2019年9月5日、6日、消費者庁)

9月5日、6日の両日、徳島市において、消費者庁と徳島県の共催により G20 消費者政策国際会合が開催されました。この会合は、G20 大阪サミットのサイドイベントとして開催されたもので、日本を含め 38 か国・機関が参加し、各国共通の政策課題について議論が交わされました。

会合に先立って、OECD（経済協力開発機構）は「デジタル時代における消費者政策の課題（原題：Challenges To Consumer Policy In The Digital Age）」と題したレポートを発行しており、その中で、「デジタル時代における製品リコールの効果の向上」と題した項目が設けられています。

本レポートでは、製品リコールは世界中で増加の一途をたどっているにも関わらず、リコールへの消費者の反応は依然として低いままで推移しており、リコール製品の多くが消費者の手元に在り、怪我や命の危険にさらされる可能性がある指摘しています。

このため、消費者のリコールへの反応率に影響を与える要素について検討を行い、リコールに係る消費者行動について行動経済学などを用いて分析しています。

また、リコールに対する消費者の反応率を上げるための取組みとして、コネクテッドデバイス等新たな技術の活用、オンラインプラットフォームとの連携、OECD のグローバル・リコール・ポータルサイトの活用、消費者への教育や啓発等を例示しています。

そして最後に、以下の3つを主な論点として掲げて締めくくっています。

- 1) 消費者製品安全当局と事業者は、リコールの効果の向上のために、どのように協力すべきか
- 2) リコールの効果を上昇させるために、新技術をいかに利用すべきか
- 3) リコールの効果を上昇させるために、消費者教育や広報啓発をいかに使うべきか

また、本レポートを踏まえた会合後、議長総括として以下が報告されました。

- ・製品リコールの効果の向上のためには、行動経済学など消費者の行動の分析が重要であり、効果的な対策を考える必要がある。
- ・電子商取引に関しては、オンライン事業者との連携が非常に重要である。
- ・リコール情報を消費者に確実に届けるには、キャンペーン、SNS の活用、インターネットメディアへの働きかけが重要である。
- ・IoT の活用によりシステムの的に製品の使用を止めることが可能となるが、実行して良いかは今後の議論が必要である。

今回の OECD のレポートや議長総括を踏まえると、デジタル経済の進展と SDGs（持続可能な発展目標）達成への取組みを背景とした消費者政策の課題は世界各国で共通していることが見てとれ、今後さらに国際連携や具体的な議論が進んで行くものと思われます。

事業者としては、こうした議論の方向性を注視し、自社の取組みの方向性をレビューしていくことが望まれます。

出所：消費者庁のプレスリリース

https://www.caa.go.jp/future/group_of_twenty/

「デジタル時代における消費者政策の課題」（消費者庁による邦訳版）

https://www.caa.go.jp/future/group_of_twenty/pdf/group_of_twenty_190902_0001.pdf

○リコールの迅速化を目指す法案が米国の議会下院に提出

(2019 年 6 月 10 日 米国・消費者製品安全委員会)

6 月 10 日、米国・消費者製品安全委員会（以下「CPSC」）のファストトラックリコールプログラム（以下「ファストトラック」）の遅延解消を目指す法案（FASTER^{※1}）が、議会下院に提出されました。

かつては、リコールの実施までには、おおまかに、①CPSC への報告（イニシャルレポート^{※2}）、②CPSC による危険性の判断（Preliminary Determination^{※3}）、③CPSC への是正措置計画の提出（フルレポート）の 3 つのプロセスが必要でした。

しかし、②のプロセスには数か月を要することが多く、その結果としてリコールが迅速に行われなかったことが、消費者保護の観点から問題視されていました。

そこで、1995 年にファストトラックが導入され、本制度を選択した事業者は、①②のプロセスを省略し、③CPSC への是正措置計画の提出後、原則として 20 営業日以内にリコールを含む是正措置を開始することが求められることになりました。

しかしながら、提出された是正措置計画の内容確認や文言の修正手続きに時間を要した結果、提出後 20 営業日以内にリコールが実施されないケースが一部で生じており、当初の制度設計通りに手続きが進まないケースが出ていました。

このため、今回の法案において、CPSC は事業者から提出された是正措置計画の中身や様式を理由に手続きを遅らせてはならないと明文化することで、ファストトラックの意図する迅速性が阻害されることのないよう、手当が行われました。一方で、本法案では、「CPSC が責任を負う」と米国消費者安全法で規定されていた是正措置計画の適切性について、事業者に責任が転換されているように解釈できる文言になっています。

今後、本法案がどう審議されるかは現時点では不透明ですが、仮にこの法案が成立した場合、事業者においては従来以上に迅速かつ適切なリコール対応が求められるようになります。審議プロセスを含め、今後の動向を注視することが望まれます。

※1 “Focusing Attention on Safety Transparency and Effective Recalls” Act、「安全の透明性と効果的なリコールに焦点を当てた」法の頭字語。

※2 製造業者、輸入業者、流通業者、小売業者は、自らの取り扱う製品が重大な危険をもたらす欠陥を有していることを認識した場合、ただちに CPSC に報告する義務がある（消費者製品安全法 15 条(b)）。

※3 問題となった製品が重大な危険性を有するかについて、CPSC のスタッフが決定を下すプロセス。PD と略される。

出所：FASTER の法案

<https://www.congress.gov/116/bills/hr3169/BILLS-116hr3169ih.pdf>

以上

文責：リスクマネジメント第三部 製品安全グループ

MS & AD インターリスク総研の製品安全・PL 関連サービス

【製品安全／PL・リコール対策関連サービスのご案内】

- ・市場のグローバル化の進展・消費者の期待の変化に伴いしかるべき PL・リコール対策、そして、製品安全の実現は企業の皆様にとってはますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、製品安全に関する態勢構築・整備、新製品等個別製品のリスクアセスメントや取扱説明書の診断、PL・リコール対策など、多くの企業へのコンサルティング実績があります。さらに、経済産業省発行の「製品安全に関する事業者ハンドブック」「消費生活用製品のリコールハンドブック 2016」などの策定を受託するなど、当該分野に関し、豊富な調査実績もあります。
- ・弊社では、このような実績のもと、製品安全実現のための態勢整備、個々の製品の安全性評価、製品事故発生時の対応に関するコンサルティング、情報提供、セミナー等のサービスメニュー「PL MASTER」をご用意しております。
- ・製品安全／PL・リコール関連の課題解決に向けて、ぜひ、「PL MASTER」をご活用ください。

PL Masterメニュー

I. マネジメントシステム構築・運営

1. 製品安全管理態勢の構築支援
2. リスクアセスメント態勢の導入支援

II. 製造物責任予防(PLP)対策

1. 製品安全診断
2. 取扱説明書診断

III. 製造物責任防衛(PLD)対策

1. PL事故対応マニュアルの策定
2. リコールに関する緊急時対応計画の策定

IV. 教育・研修

1. 製品安全セミナー(講義型)
2. リスクアセスメント導入研修(ケーススタディ型)
3. PL事故・リコール対応シミュレーショントレーニング

V. 調査研究・情報提供

1. 判例・事故例の調査分析
2. 各国の生産物賠償法一覧の提供
3. 各種リスクマネジメント情報の提供

「PL MASTER」をはじめ、弊社の製品安全・PL 関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、MS & AD インターリスク総研 リスクマネジメント第三部 製品安全グループ (TEL. 03-5296-8974)、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業のRM活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & AD インターリスク総研 2019